

◆子ども・子育て支援新制度関連の用語説明

No.	用語	説明
No.1	地域型保育事業	家庭的保育(No.2)、小規模保育(No.3)、居宅訪問型保育(No.4)及び事業所内保育(No.5)のことで児童福祉法において児童福祉施設(7条)として位置付けられている認可保育所とは法令上の位置付けが異なり、様々な場所で展開される事業 市町村による認可事業として地域型保育給付の対象
No.2	家庭的保育	家庭的な雰囲気の中で、少人数を対象にきめ細やかな保育を実施 1人～5人まで 家庭的保育者の居宅等で実施
No.3	小規模保育	比較的小規模で、家庭的保育に近い雰囲気の中で、きめ細やかな保育を実施 6人～19人まで 多様なスペースで実施
No.4	居宅訪問型保育	住み慣れた居宅において、1対1を基本とするきめ細やかな保育を実施 1対1が基本 利用する保護者・子どもの居宅で実施
No.5	事業所内保育	企業が主として従業員への仕事と子育ての両立支援策として実施 様々(数人～数十人程度) 事業所その他様々なスペースで実施
No.6	施設型給付費	認定こども園(No.12)・幼稚園・保育所3施設(教育・保育施設)を通じた共通の給付
No.7	特例施設型給付費	特定教育・保育(No.16)、特別利用保育(No.17)または特別利用教育(No.18)に必要な費用として市町村が支給する費用 例1:支給認定子どもが申請後、認定前に緊急やむを得ない理由により <b>特定教育・保育</b> を受けた時 例2:1号認定子ども(No.13)が、保育所から特別利用保育を受けた時(地域における教育の体制の整備状況等を勘案して市町村が認めるときに限る) 例3:2号認定子ども(No.14)が、幼稚園において特別利用教育を受けた時
No.8	地域型保育給付費	小規模保育や家庭的保育等の地域型保育事業(No.1)に対する給付
No.9	特例地域型保育給付費	特定地域型保育(No.21)または特例保育(No.23)に必要な費用として市町村が支給する費用 例1:3号認定子ども(No.15)が申請後、認定前に緊急やむを得ない理由により <b>特定地域型保育</b> を受けた時 例2:1号認定子ども(No.13)が地域に幼稚園が整備されていないために <b>特定地域型保育</b> を受けた時 例3:2号認定子ども(No.14)が地域に保育所が整備されていないために <b>特定地域型保育</b> を受けた時 例4:離島その他(認定こども園・幼稚園・保育所3施設(教育・保育施設)及び地域型保育4事業の確保が著しく困難である地域)で <b>特例保育</b> を受けた時
No.10	子ども・子育て支援給付	子どものための現金給付(児童手当)及び子どものための教育・保育給付(No.6,7,8,9)
No.11	地域子ども・子育て支援事業	全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援 ①利用者支援、②地域子育て支援拠点事業(No.33)、③妊婦健診(No.37)、④乳児家庭全戸訪問(No.31)、⑤養育支援訪問事業、子どもを守るネットワーク機能強化事業(No.32)、⑥子育て短期支援事業(No.30)、⑦ファミリーサポートセンター事業(No.36)、⑧一時預かり(No.34)、⑨延長保育(No.26)、⑩病児保育(No.35)、⑪放課後児童クラブ(No.29)、⑫実費徴収に係る補足給付事業、⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
No.12	認定こども園	保護者が働いているいかどうにか関わらず、小学校就学前の子どもに教育・保育を一体的に提供する機能と、地域における子育て支援として相談活動や親子の集いの場の提供などを行なう機能を併せ持つ施設
No.13	1号認定子ども	満3歳以上の学校教育のみ(保育の必要性なし)の認定を受けた就学前子ども
No.14	2号認定子ども	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども(保育を必要とする子ども)
No.15	3号認定子ども	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども(保育を必要とする子ども)
No.16	特定教育・保育	市町村長が施設型給付費(No.6)の支給対象施設として確認する「教育・保育施設」(認定こども園・幼稚園・保育所)で受ける、教育・保育
No.17	特別利用保育	1号認定子ども(No.13)が保育所から受ける保育

No.18	特別利用教育	2号認定子ども(No.14)が幼稚園から受ける教育
No.19	保育必要量	月単位とし施設型給付費(No.6)、特例施設型給付費(No.7)、地域型保育給付費(No.8)又は特例地域型保育給付費(No.9)を支給する保育の量を保護者の就労状況等に応じて「標準時間(11時間程度)」「短時間(6時間程度)」の2区分に認定するもの
No.20	特定教育・保育施設	市町村長が施設型給付費(No.6)の支給対象施設として確認する「教育・保育施設」をいう。施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない
No.21	特定地域型保育事業	市町村長が地域型保育給付費(No.8)の支給対象事業を行う者として確認する事業者が行う「地域型保育事業」を言う
No.22	特例保育	離島その他で認定こども園・幼稚園・保育所3施設(教育・保育施設)及び地域型保育4事業の確保が著しく困難である地域で受ける、特定教育・保育(No.16)及び特定地域型保育(No.21)以外の保育
No.23	特定支給認定保護者	1号～3号認定子ども(支給認定子ども)の保護者(支給認定保護者)
No.24	公定価格	「保育の必要量」や「施設の所在する地域」等を勘案して、教育・保育、地域型保育に必要な費用の額を内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額 認定こども園、幼稚園、保育園の保育料は、この公定価格を基に地域の実情等を勘案して保護者の所得に応じて市町村が決定 ※施設型給付を受けない幼稚園はこれまでと同様、各園で保育料(授業料)を決定
No.25	利用者支援事業・コンシェルジュ	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業
No.26	延長保育事業	認定こども園・保育所等において、仕事の都合などで通常の開所時間での迎えができない家庭のために、延長して保育を行う事業
No.27	実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業
No.28	多様な主体の参入促進事業	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業
No.29	放課後児童健全育成事業	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に児童館や小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業
No.30	子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業(短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)及び夜間養護等事業(トワイライトステイ事業))
No.31	乳児家庭全戸訪問事業	生後4ヵ月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業
No.32	養育支援訪問事業・要保護児童対策地域協議会・要保護児童等に対する支援に資する事業	要保護児童連絡協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員や関係機関構成員の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業
No.33	地域子育て支援拠点事業	乳幼児及び保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業
No.34	一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業
No.35	病児保育事業	病児について、病院、保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等をする事業